

『細波―徳川將軍燈籠に寄せて』から

―徳川家靈廟石燈籠の行方―

伊藤 友己

最近になって沙々木隆之助という方が『細波―徳川將軍燈籠に寄せて』（1968年）という本をお書きになっていることを知り、早速手に入れてみました。（「国立国会図書館デジタルコレクション」でも閲覧可能）



沙々木氏は近江源氏佐々木氏末裔の方で、御自邸の庭に寛永寺から移設された將軍家燈籠の銘に、佐々木氏に関わる大名たちの名前を見いだし、歴史的な背景を辿りながら、叙情的な叙述をされています。

銘文全体を書き写しているのは亀井松之助茲親の一例のみですが、その他の燈籠では銘書の日付と献納者名但し全てが燈籠の形で残されて居るわけでは無く、棹の部分のみ運び込まれた物も有るようです。内訳を見えますと、本文中で石燈籠と誌しているのが十基、石棹としてるのが八棹、どちらも明示されていない物が一基となります。

亀井茲親の燈籠銘は次の様になります。

石州津和野城主

龜井松之助源茲親

（石燈籠）

延寶九辛酉 五月八日

嚴有院殿

尊前

東叡山

奉献石燈籠一基

石見津和野藩

四三、〇〇〇石

初め松之助↓茲親

貞享元年十二月二十五日從五位下能登守 貞享四年九月四日隱岐守に改む

延宝九年二月二十七日襲封 享保十六年五月二十九日卒

この銘文には少し違和感が有ります。通常徳川將軍家に献上された燈籠の銘は

奉献 石燈籠 □基 （一基、又は兩基）
（武州）東叡山
年月日 □院殿 尊前
（將軍諡号）
献納大名名

となります。亀井茲親もこの後文昭院（家宣）、有章院（家継）の靈前には次の様な銘書で献納しています。

奉献 石燈籠一基
武州 増上寺
□昭章院殿 尊前
正徳 十月十四日
石州津和野城主
從五位下隱岐守

長野県中野市 西迎寺

奉献 石燈籠一基
武州 増上寺
有章院殿 尊前
正徳六 申年四月晦日
石州津和野城主
從五位下隱岐守源朝臣亀井氏茲親

山梨県甲府市 善光寺

茲親に先立つ茲政が日光大猷院廟に献納した時にも同じ書式になっていました。但しこの時には二基献納しています。従って亀井茲親が嚴有院（家綱）献納時のみこの銘書の礼式を採用したことになります。では、この様な書式が全く無いかと言えば、同じ嚴有院廟でも下野大田原城主大田原備前守典清が献納した石燈籠の銘書がほぼ同じ並び順になっています。次の大田原扶清は常憲院（綱吉）廟にも同じ銘書で献納していますが、文昭院、有章院廟へは通常の書式に戻っています。

折角の機会ですからこれと同じ書式で嚴有院廟に燈籠を献納した大名を挙げてみますと、実際の碑面から確認できるのは

伊予今治藩 松平駿河守定陳 筑後三池藩 立花和泉守種長
常陸土浦藩 土屋相模守政直 下総生実藩 森川出羽守重信
信濃飯田藩 仙石越前守政明 越後系魚川家 松平備中守直堅
都立中央図書館の『木子文庫』から
豊前中津藩 小笠原信濃守長隆

と合わせて九名の大名となります。現在、全体の確認数は百二十一基です

銘書には礼式が有って、將軍家靈廟に献じる燈籠の銘書ですから礼式に叶

った物でなければなりません。少し時代は下りますが常憲院（綱吉）廟への石燈籠を献納するのの際して、津輕藩は能書家の佐々木万次郎に銘書を依頼しています。当時津輕藩では燈籠銘の献納大名家を藤原姓とするか、藤原朝臣とするか、つまり「位署」について意見が分かれており、万次郎は儒者の人見又兵衛を通じて林大学頭に意見を求めています。津輕藩では

大猷院廟（家光）の時に 津輕土佐守藤原（姓）信義（は日光大猷院

嚴有院廟には 奥州弘前城主／從五位下津輕越中守藤原信政

と位署しています。この時万次郎は「從五位下越中守藤原姓津輕氏信政」を提案していますが、現物が残っていませんので結果は判りません。

但しこの後文昭院廟（家宣）では從五位下津輕土佐守藤原朝臣信重、

有章院廟（家継）では從五位下土佐守藤原朝臣津輕氏信重

と位署していますので迷走は続きます。

佐々木万次郎はこの後慶米二百俵で幕府に召し抱えられ、琉球国より奉った賀帖の返簡の事を取り扱い時服を授かっています。

書札礼に関しては語れる知識も力量も無いので、この辺りで止めようと思えますが、寛政期に持明院流の入木道を伝授された能書家で幕臣の森尹祥は『曾我流書礼法式』の中に「西山公御献上之御燈籠之銘」の項目をたてて、西山公水戸光圀が嚴有院廟に献納した銅燈籠の銘書を紹介しています。

銘書は幸い今大倉集古館の前庭に在る銅燈籠に残されて居ますので、多少の異同の部分を訂正して掲載しておきます。（最近増上寺に移されました）

奉獻

嚴有源公靈廟前廷

銅燈臺 貳樹

延寶八年五月八日

參議從三位兼行右近衛權中將光圀肅具

森尹祥はこの銘書法が正しい理由を四つあげています。

第一 奉獻ニ銅燈臺 兩基一ト不書給

第二 院殿ト不書給

第三 御同姓故ニ源朝臣ト不書給

第四 水戸城主ト不書給

その上で「如斯以此御書法可為規矩者也」とまで述べています。ついでに「儒者何も博学ナラン何故力位署法ヲ不知也」と儒学者を腐しています。

「位署書」については『国史大辞典』では

律令制上の官位を帯する人が文書に署名する場合の官位姓名の書き方。官位相当制を基礎とし、多くの兼官や令外官のあった律令官制のもとで、正しい位署の書き方は官人にとって常時遭遇する現実問題であり、平安時代

以降の有職家はもちろん、江戸時代にも有職故実の一環として研究された。

として幾つかの基本用例を挙げられていますのでそれを参考にしてください。

何れにしても武家官位制の中で、銘書法の形は一つ一つ失われて行ったように思われます。

話を戻します。

沙々木隆之助氏もこの燈籠の銘文に違和感を感じられてか碑面を写すと共に、次の朽木氏の燈籠の銘書を掲げた後で

延寶九年 辛酉年五月八日

（石燈籠）

丹州福知山城主

從五位下 伊豫守源姓朽木氏植昌

竿の中央に

嚴有院殿 尊前

とあり

次いで、 延寶九年 辛酉五月八日 とある。

と書かれています。東叡山寛永寺に関する記載は有りませんが、沙々木氏が銘書の一部を書き抜いている場合に、一般に見られる書式を元に違いのある部分だけを記録されていることが判ります。

折角ですから嚴有院廟献納の燈籠（棹）を沙々木氏の記録を元に紹介してみます。尚石燈籠の献納数は、嚴有院廟以降領知高十万石以下五万石迄が二基、五万石未満が一基です。五万石以上の場合に對になる燈籠が存在する筈ですが、残念ながら見つかって居ません。

延寶九年辛酉五月八日

（石棹）

和泉国 岸和田城主

從五位下 内膳正岡部氏藤原行隆

和泉岸和田藩 五三、〇〇〇石

寛永十七年十二月二十九日 從五位下五位下内膳正

寛文元年十月二十七日襲封 貞享三年八月二十五日致仕

延寶九^辛 歲五月八日

(石燈籠)

羽州山形城主奥平小次郎

平氏

出羽山形城主 九〇、〇〇〇石

初め小次郎↓昌章

天和元年十二月二十七日 從五位下美作守

寛文十二年十月五日襲封 貞享二年六月二十二日宇都宮へ

延寶九^辛 酉年五月八日

(石燈籠)

丹州笹山城主

從五位下 豊前守源姓松平氏信慈

丹波篠山城主 五〇、〇〇〇石

延寶八年八月一八日 從五位下豊前守

延寶五年二月六日襲封 享保二年五月十日卒

延寶九^辛 酉年五月八日

(石棹)

從五位下 酒井石見守

源 忠宗

出羽松山藩 二〇、〇〇〇石

初め忠宗↓忠豫

延寶三年十二月二十六日從五位下石見守

延寶三年十月六日襲封享保十七年十一月二十五日致仕

延寶九年辛酉五月八日

(石燈籠)

丹波龜山城主 源朝臣松平伊賀守忠昭

丹波龜山藩 三八、〇〇〇石

寛文九年六月十一日伊賀守

寛文七年閏二月九日襲封 天和三年閏五月四日卒

延寶第九^辛 曆五月八日

(石棹)

黒田 甲斐守

源長重

筑前秋月藩 五〇、〇〇〇石

延寶元年十二月二十八日從五位下甲斐守

寛文五年六月十二日襲封 宝永七年十月二十九日卒

延寶九^辛 酉年五月八日

(石燈籠)

参州西尾城主

從五位下 土井兵庫頭源利長

三河西尾藩 二三、〇〇〇石

正保三年十二月晦日從五位下兵庫頭 万治三年二月二十三日奏者番

寛文三年七月十一日襲封 延寶九年四月十三日致仕

土井利長は延寶九年四月十三日に致仕して利意が嗣家していますので、銘書の五月八日には致仕して隠居大名になっている筈です。

逆のことは最初にご紹介した亀井松之助茲親に就いても云えます。亀井松之助は延寶八年十二月十八日に先代の亀井茲政が卒去した後を承けて延寶九年二月二十七日に遺跡が認められ襲封しています。つまり家綱逝去時には家督で、実際には將軍に仕えていないことになりました。

他のケースをあと二つご紹介します。

牧野備後守成貞 延寶八年十月九日加増立藩

常陸の内

酒井下野守忠寛 延寶九年二月二十七日分知立藩

伊勢崎藩

この二大名は家綱が逝去した時には、大名として認められていませんでした。大名として認知され、靈廟庭に燈籠を献上出来ることが家格を表すためにどんなに大切なことで有ったかは、五万石に満たなかった津輕家が二基献上しようとして執拗に上申を繰り返したことから判ります。

ところで銘書の日付については『上杉家御年譜』には大久保忠朝への問合せの返事として「銘書ノ儀ハ前々上野へ献セラル、通ノ趣ニテ、延寶九年五月八日ト相調フヘキ旨差圖也。」と記していますので厳有院の一周忌に当たる延寶九年五月八日を指定していたことが判ります。大久保忠朝は老中で厳有院靈廟造営の惣奉行を務めています。

となると四月十三日に致仕した土井利長は五月八日には藩主ではないので献納出来ないことになってしまいます。ここでもう一つ考えなくてはならな

いのが一周忌の五月八日迄には銅燈籠・石燈籠の献納は全て終わっていないければならないと言うことです。実際には四月廿一日の嚴有院殿靈廟上棟と安鎮供養の前までには靈廟庭の整備は終わっていないかもしれません。今判っている限りでは

銅燈籠では小田原藩が、延宝九年三月二十八日

仙台藩伊達家が、

米沢藩上杉家が、

熊本藩細川家が、

石燈籠では津輕藩が

相馬藩が

にそれぞれ御廟前へ燈籠を献納したことが分かっています。『相馬藩世紀』

『津輕藩江戸藩邸日記』の延宝九年三月九日の記録には

御石燈籠今月廿一日より来四月七日迄之間被差上候

間いつ頃可被差上候と大久保加賀守様御家来方御聞番迄申來候

と書かれていますので、少なくとも津輕藩では三月二十一日から四月七日迄の間に献納が求められていたことが判ります。

このような日程から見れば、三月の中頃迄には銘書が確定し、献納の準備が始まって居なければならぬということになります。嚴有院（家綱）に永らく仕えて来た土井利長にしてみれば良い引き際で有ったのかも知れません。利長は元禄九年七月に六十六歳で亡くなりました。

沙々木隆之助氏が所持されて書き残された燈籠銘のお陰で、燈籠への銘書の下限がほぼ見えてきたように思います。

ここ迄で氣になったのは、

羽州山形城主奥平小次郎／平氏

の銘書です。『寛政重修諸家譜』では奥平氏を平氏良文流としており、祖父の忠昌は日光大猷院廟の献納燈籠に「奥平美作守平忠昌」と銘書していますので平氏とすることには問題がないのですが、但し平氏とだけ銘書することは無く、平姓奥平氏十諡とするのが普通かと思えますので、この平氏という表記には何か錯誤が有ると思います。

次に常憲院（綱吉）の銘を二つ誌しています。

常憲院殿

寶永六^己年正月十日

信濃国 高遠城主

從五位下 内藤駿河守藤原清枚

（石燈籠）

信濃高遠藩 三三、〇〇〇石

貞享二年十二月二十八日從五位下丹後守 元禄十四年正月十三日駿河守に改む
元禄三年十二月二十九日襲封 正徳四年四月十六日卒

寶永六^己年正月十日

（石棹）

從五位下 蜂須賀飛驒守源隆長

阿波富田藩 五〇、〇〇〇石

元禄十三年十二月二十一日從五位下總守 宝永二年十二月二十六日飛驒守に改む
宝永二年十二月二十六日襲封 正徳四年九月十七日卒

有徳院（吉宗）の銘も二つ有ります。

最初の細川利寛の石竿には「右半分の毀損が著しい」という注記があります。

寛延四^辛年六月二十日

（石棹）

從五位下 若狭守源朝臣細川利寛

肥後熊本新田藩（高瀬藩） 三五、〇〇〇石

寛保二年十二月十八日從五位下采女正 寛延元年正月二十二日若狭守に改む
寛保二年三月七日襲封 明和四年九月二十四日卒

寛延四年辛未六月二十日

（石棹）

丹後国田邊城主

從五位下 豊前守源姓牧野惟成

丹後田邊藩 三五、〇〇〇石

寛保二年十二月十八日従五位下豊前守
寛延三年十一月二十九日襲封 天明三年七月二十三日卒

浚明院（家治）の銘書は五つです。

天明六^丙午年九月八日

（石燈籠）

讃州圓龜城主

従五位下 能登守源朝臣京極氏高中

讃岐丸亀藩 五〇、〇〇〇石

明和七年十二月十六日従五位下能登守

宝暦十三年十月晦日襲封 文化八年正月十三日卒

天明六^丙午年九月八日

（石燈籠）

従五位下 伊豆守多々良朝臣山口弘務

常陸牛久藩 一〇、〇〇〇石

天明三年十二月十八日従五位下伊豆守

天明三年十一月四日襲封 天明七年十月二十日卒

尚『細波』の巻頭に一葉だけ納められている石燈籠の写真は、銘書の字配りからこの山口弘務の献上したものと考えられます。

天明六^丙午年九月八日

（石燈籠）

遠州濱松城主

井上武三郎源正甫

遠江浜松藩 六〇、〇〇〇石

寛政五年十二月十六日河内守 初め武三郎

天明六年五月十二日襲封 文化十四年九月十四日棚倉へ

天明六年丙午九月八日

丹波國篠山城主

従五位下 青山下野守藤原忠裕

この銘書には「石燈籠」か「石鉢」かの注記がありません。

丹波篠山藩 五〇、〇〇〇石

天明五年十二月十八日従五位下下野守

天明五年九月十日襲封 天保六年閏七月十六日致仕

天明六^丙午年九月八日

（石棹）

従五位下 間部若狭守藤原詮熙

この石棹は水鉢として使われているという注記があります。

越前鯖江藩 五〇、〇〇〇石

天明五年十二月十八日従五位下主膳正 天明六年四月二十七日若狭守に改む

天明六年七月晦日襲封 文化九年正月十八日卒

文恭院（家斉）の銘は一つです。

天保十二^辛丑年閏正月晦日

（石棹）

遠江国掛川城主

従五位下 太田摂津守資功

遠江掛川藩 五〇、〇〇〇石

天保十二年十二月十六日従五位下摂津守のち備中守

天保十二年六月十日襲封 文久二年正月十四日卒

もう一つ沙々木隆之助氏が献納した將軍名を記載していない石棹があります。行文から常憲院の燈籠の石棹と思えるのですが少し考察してみます。

越後長岡城主 牧野忠辰

（石棹）

越後長岡藩 七四、〇〇〇石 初め忠郷

延宝七年十二月二十八日従五位下駿河守

延宝二年七月二十三日襲封 享保六年八月二十五日致仕

牧野忠辰は嚴有院から有章院（家継）まで四人の將軍に仕えますが、沙々木隆之助氏の庭に運び込まれたのは寛永寺の燈籠だけです。文昭院、有章院は考えなくて良いことになります。

嚴有院に献上された牧野駿河守忠郷（忠辰）の銘は東京都立中央図書館所蔵の『木子文庫』に納められた『嚴有院殿奉獻燈籠』という史料に記録があります。

奉獻 石燈籠 兩基

武州東叡山

嚴有院殿

尊前

延宝九年辛酉五月八日

越後長置城主從五位下

源朝臣牧野駿河守忠郷

一方常憲院に献上された二基の内一基は新潟市西蒲区の仁箇神社に有り銘書が確認できます。

奉獻石燈籠 兩基

東叡山

常憲院殿

尊前

宝永六年己丑正月十日

越後國長岡城主

從五位下駿河守牧野氏源忠辰

碑面の比較から考えて見ても、やはり常憲院へ献上された燈籠の対となる一基の石棹と考えると良いと思われます。

沙々木隆之助氏はお持ちになつてゐる燈籠や石棹の銘書に金泊が施されていることを次の様に報告されています。

処で、斯うした石燈籠の火袋にある葵紋、石竿に刻んだ銘には、金が施されている。

尤も、二百年、三百年と風雨にさらされたものであるから、銘に至つては、万人が気が付き様もない程で、其の痕跡を認め難いのが殆どである。然し、火袋はさすが笠によつて大きく保護されているので、その風情を大いに留めているのが、家には一、二基ある。献納時には群をなして嘸や壯観であつたと思われるのである。

金の乗を良くする為、石を刻んだ跡には朱肉を塗籠め、そうして、その

上に金を施してあるのだが、概ね朱だけとなつてゐる。まして、その朱さへ落剥したのが多いのだ。

名を挙げぬが、有名な処で、銘を明瞭にする意図であらうと思うが、朱だと了解しておられるのか、赤ペンキなんぞで、なぞつてあるのは誠に残念で、似ても似つかぬものである。

前に『石燈籠は金色に輝く』というコラムで、石燈籠の笠、火袋、銘が金泊によつて彩られていたこと、『吉田藩江戸日記』「石燈籠図を読み解く」の中で、火袋の中に納められた扉や日月の金具も金色に彩色されていることを示しましたが、今回沙々木氏の「朱肉を塗り込めた上で金泊を入れている」というご報告により、銘の中に朱が残っている燈籠が多いことの意味も良く分かりました。

残念ながら沙々木氏のお庭の現状がどうなつてゐるのか判りませんが、幸いにこれらの燈籠銘に該当する燈籠は他所で見つかつていませんので、沙々木氏の思いと共に大切に保管されている物と思います。



(参考)木更津市 日枝神社

2026.8.12